

附 平成26・27年度 宇多天皇中宮温子ほか 宇治陵第23号地雨水排水整備工事予定区域の外形測量調査

はじめに

平成24年8月14日、大阪府北部から京都府南部にかけての地域を集中豪雨が襲い、大阪府枚方市や京都府宇治市では浸水被害が発生した。この際、宇治陵第23号地境界石標第28号—29号間付近に所在する谷部には、同地内からの雨水が大量に流れ込み、ついには、陵墓地周囲をめぐる小土手を越水して隣接する住宅敷地に流入するにいたった。現地を管理する桃山陵墓監区事務所は事態を重く受け止め、関係各部署に対し、早急な対策工事を要望した。これを受けて陵墓調査室においては、具体的な工法の検討に入る前に、工事によって影響を受ける範囲の遺構分布を確認しておく必要があると判断し、問題となっている谷部の外形測量調査を実施することとなった。予算措置の関係上、調査は、翌々年度である平成26年度に開始するものとし、測量予定面積を踏まえて2カ年での計画とした。初年次である26年度は、平成27年2月23日～3月5日のうち実働9日間で、陵墓調査室の有馬・土屋を主担当、桃山陵墓監区事務所職員14名を担当として実施した。2年次となる27年度は、平成27年6月5日～15日のうち実働10日間で、陵墓調査室の加藤・土屋を主担当、桃山陵墓監区事務所職員9名を担当として実施した⁽¹⁾。総測量面積は、およそ7,300㎡である(第35図)。

宇治陵について

明治4年(1871)、それまでは天皇陵に主眼が置かれていた陵墓の探索・管理に、后妃・皇子・皇女といった皇族の陵墓が加えられることとなり、太政官は、府藩県に対し、取り調べて報告するように布告した⁽²⁾。しかし反応が芳しくなかったのか、翌年には、新たに陵墓事務を官掌することになった教部省が、府県に対して督促している⁽³⁾。報告を受けた教部省は、現地に官員を派遣し、その所見を受けて陵墓を決定していた。宇治陵については、教部省の官員による実検が明治9年にあり、決定をみたのは、教部省が廃止され、陵墓事務を内務省が所管するようになったのちの、翌10年11月2日のことであった⁽⁴⁾。

宇治陵の位置する木幡の地は、藤原冬嗣が葬られて以降、藤原氏一族累代の墓所となっており、藤原氏出身の後11方、藤原氏出身の後所生の親王2方も、木幡の地に埋骨されたことが史料に見える。これに、史料上は記載がないものの木幡埋骨が通例となっている時期の天皇の配偶者7方についても、木幡への埋骨が類推されるとし、宇治陵は、后を含む天皇の配偶者18方と親王2方の、計20方の葬所に決定された(表1)⁽⁵⁾。決定に際しては、どこにどなたが埋骨されたのかを特定できるような情報がなかったため、当時認識できた「百四拾六ヶ所ノ古墳」を囲い込むという手段が採られることとなり⁽⁶⁾、明治13年から38箇所に及ぶ敷地が買い上げられ⁽⁷⁾、その後、明治19年に「総拝所」の敷地が買い上げられた⁽⁸⁾。参道敷きや周辺地の買い上げを経て、明治39年にいたって、敷地の追加購入によって一体化した隣接箇所の統合と、各敷地の番号の振り直しがおこなわれ、39あった敷地は37となり、敷地番号も現行のものとなった(表2)⁽⁹⁾。このため、明治39年以前に当陵について記述されたものを取り扱う際には注意を要する。

なお、インターネット上では、当初の陵名が「木幡陵」であったかのような記述が見られるが、「木幡陵」や「木幡御陵」といった呼称は、通称として用いられていたものようである。決定時の関連文書には「木幡陵」という名称の記載はなく、史料上に葬所の名称の記載のある方のみ、それに基づく陵名が付せられている⁽¹⁰⁾。明治27年、20方の被葬者のうち、后位に昇られた16方と中宮職を付置された1方の、計17方の陵について「宇治陵」の陵名が定められ、以後は、総称としても「宇治陵」が使用されることが一般的になっている⁽¹¹⁾。

所見

今回の測量範囲においては、下記の遺構・構造物が存在することを確認することができた(第36図)。
高まりA類 差し渡し8～10m程度、高さ2～3m程度の、明確な高まりである。大正15年(1926)測量

表1 宇治陵被葬者一覧

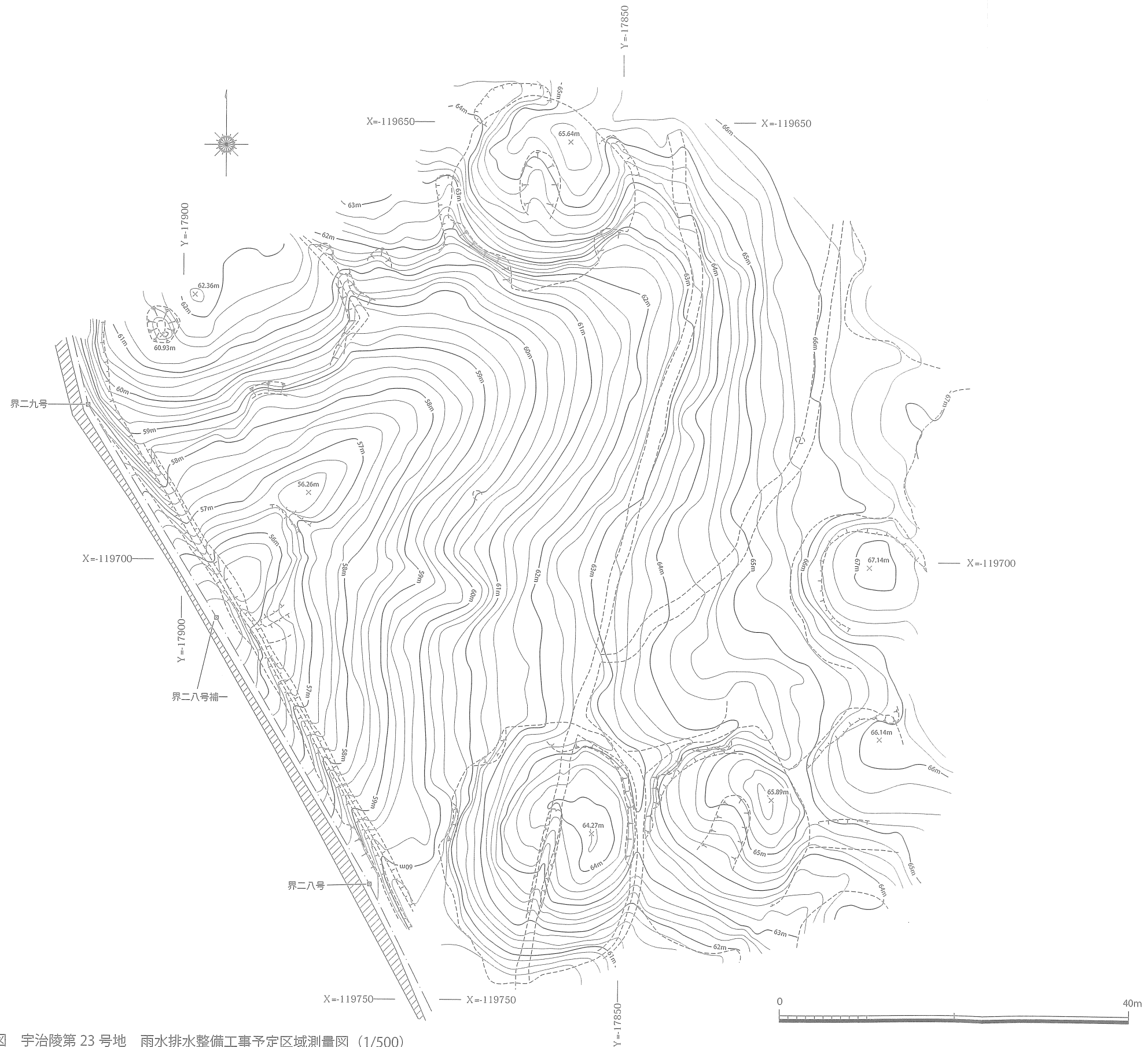
続柄・身位	御方名	所生	備考
宇多天皇女御／中宮	温子	藤原基経女	醍醐天皇養母／皇太夫人
醍醐天皇皇后	穂子	藤原基経女	朱雀天皇・村上天皇母
村上天皇皇后	安子	藤原師輔女	冷泉天皇・円融天皇母
冷泉天皇女御／贈皇太后	懐子	藤原伊尹女	花山天皇母
冷泉天皇女御／贈皇太后	超子	藤原兼家女	三条天皇母
円融天皇皇后	皇子	藤原兼通女	
円融天皇皇后	遵子	藤原頼忠女	
円融天皇女御／尊称皇太后	詮子	藤原兼家女	一条天皇母
一条天皇皇后	彰子	藤原道長女	後一条天皇母
三条天皇皇后	研子	藤原道長女	
三条天皇皇后	城子	藤原济時女	
後一条天皇皇后	威子	藤原道長女	後三条天皇母
後朱雀天皇即位前妃／贈皇太后	禧子	藤原道長女	後冷泉天皇母
後冷泉天皇皇后	寛子	藤原頼通女	
後冷泉天皇皇后	歆子	藤原教通女	
後三条天皇即位前妃／贈皇太后	茂子	藤原公成女	白河天皇母
堀河天皇女御／贈皇太后	苡子	藤原実季女	鳥羽天皇母
宇多天皇皇子	敦実親王	贈皇太后胤子所生	胤子は藤原高藤女
冷泉天皇皇子	敦道親王	贈皇太后超子所生	
後朱雀天皇女御／准后	藤原生子	藤原教通女	

表2 宇治陵番号新旧対照表

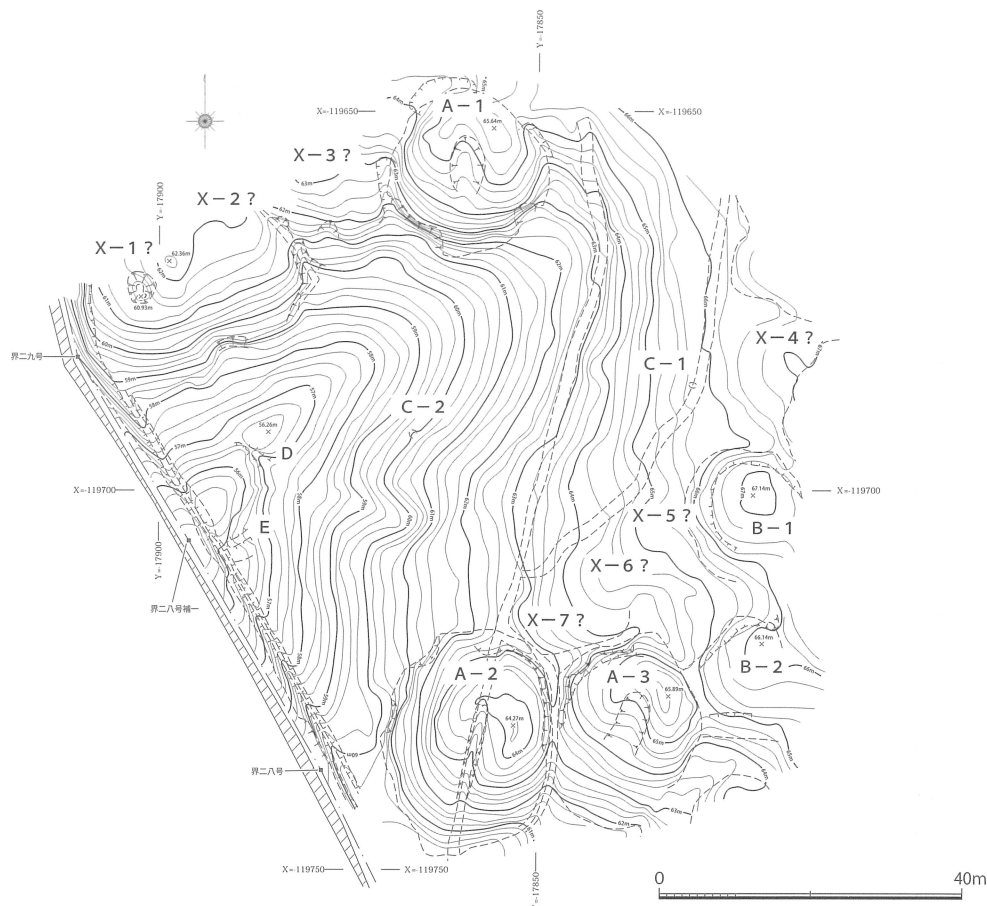
現	旧	現	旧	現	旧	現	旧
第1号	御拜所	第11号	第22号	第20号	第16号	第29号	第2号
第2号	第12号	第12号	第24号	第21号	第15号	第30号	第33号
第3号	第11号	第13号	第25号	第22号	第14号	第31号	第32号
第4号	第10号		第26号	第23号	第4号	第32号	第34号
第5号	第29号	第14号	第27号	第24号	第8号	第33号	第35号
第6号	第28号	第15号	第20号	第25号	第9号	第34号	第37号
第7号	第31号	第16号	第21号	第26号	第6号	第35号	第38号
第8号	第30号	第17号	第18号		第7号	第36号	第36号
第9号	第13号	第18号	第19号	第27号	第5号	第37号	第1号
第10号	第23号	第19号	第17号	第28号	第3号		

の陵墓地形図では、当第23号地内に、同様の高さの、円形や前方後円形を呈する高まりが多数表現されているが（第33図）、今回の測量範囲においては、北側の尾根上に1基（A-1）と南側の尾根上に2基（A-2・3）の明確な高まりを確認することができた。これらはいずれも円形を呈する。A-1～3の中央には、副葬品もしくは石材を狙った痕跡とおぼしき大きな陥没があり、過去の人々が盗掘行為の対象、すなわち、墳丘と認識していたことを示している。

高まりB類 直径は6～7mあるものの、高さは1m内外の、A類に比して、低い高まりである。測量範囲



第 35 図 宇治陵第 23 号地 雨水排水整備工事予定区域測量図 (1/500)



第 36 図 宇治陵第 23 号地 遺構・構造物分布図 (1/1000)

東縁に 1 基、南側の尾根上に 1 基の、計 2 基が確認された (B-1・2)。ただし、B-2 は、A-3 と一体となって前方後円形になる可能性がある。B 類に分類されるものは、当第 23 号地内にも当地以外の敷地にも多数あり、「百四拾六ヶ所ノ古墳」とされたものうちのある程度の分量を占めていたと思われる。また、B 類よりさらに不明瞭な高まりもあるようで (仮に X 類とする)、北側尾根上に 3 基 (X-1~3)、B-1 の北側に 1 基 (X-4)、A-2 と B-1 との間に 3 基 (X-5~7)、存在している可能性がある。

高まり C 類 直径 1~2 m 程度、高さは数十 cm の、円形を呈するきわめて小さな高まりである。陵墓地形図を見ると、第 13 号地内に小規模な円形の高まりが多数表現されており、それらについて、火葬骨の蔵骨器を納めるような墳丘なのではないか、との意見もあった。そのため、今回の調査においても、同種のものの存在には特に注意を払ったが、結果として認識できたのは 2 箇所のみであった (C-1・2)。しかし、第 13 号地内のものと C 類を比べると、前者が現状ではかなり不明瞭となっているのに対して後者は明瞭であること、また、前者が群集しているのに対して後者はそれぞれ独立して存在していることなどの違いがあり、C-1・2 は、想定していたものほど古く遡るものではない可能性が高い。その場合は人為的な遺構ではなく、根起きの痕跡と見るのが妥当であろう。

土堤 D 谷底をせき止めるように北西-南東方向に横たわる、ダム状の土堤である。谷底をため池としていたには規模が小さく、また、湛水は降雨後のごく短期間に見られる程度であったので、常時の貯水を目的としたものではないと思われる。陵墓地となる以前の治水か耕作に関するものであろうが、いずれにせよ陵墓に直接関係する物ではないと判断される。

土堤 E 境界石標第 28 号補 1 付近で、谷の南側斜面から、北東-南西方向にのびる高まりである。土堤 D

と違って谷底を閉鎖するようなものではなく、その性格は不明である。

おわりに

上記のとおり、今回の測量範囲のうち、特に工事の影響を受ける谷の底部から開口部においては、保存を優先すべき遺構は確認されなかった。この所見を受けて、雨水排水対策工事が設計・施工された。工事に伴う立会調査については、前項を参照願いたい。

(有馬 伸・加藤一郎・土屋隆史)

註

(1) 主担当者を除く各年度の担当者は以下のとおりである。

平成26年度

今井隆太郎、上原孝浩、奥野 肇、角野陽香、鎌谷幸一、坂本博史、妹尾吉紹、高濱繁伸、高比良裕喜、竹島大地、平尾伸也、藤井 勲、北條朝彦、舩吉悠也、(応援) 松岡義泰 (五十音順)

平成27年度

今井隆太郎、上原孝浩、妹尾吉紹、高比良裕喜、平尾伸也、藤井 勲、北條朝彦、堀井 清、舩吉悠也 (五十音順)

(2) 「府藩県管内后妃皇子皇女御陵墓ヲ査点録上セシム」(明治4年太政官第73)、内閣官報局『法令全書』明治4年、1888年。

(3) 「后妃皇子皇女等ノ御陵墓査点ヲ申達ス」(明治5年教部省番外)、内閣情報局『法令全書』明治5年、1888年。

(4) 「第八号 山城国宇治郡木幡村御陵墓ノ兆域ヲ定メ御拝所其ノ他建設方京都府へ達ノ件」諸陵寮『陵墓地録』明治10年(宮内公文書館所蔵、識別番号:2422)。

(5) 『山城国宇治郡木幡村御陵墓実検勘註』(宮内公文書館所蔵、識別番号:33131)。

(6) 註(4)に同じ。

(7) 「(明治15年) 第一号 藤原温子木幡陵外十九御陵墓兆域へ官民有地編入ノ件」諸陵寮『陵墓地録』明治14・15年(宮内公文書館所蔵、識別番号:2424)。

(8) 「第一号 宇治郡木幡村所在地宇多天皇女御藤原温子他二十箇所へ編入ノ件」帝室林野局『地籍録』明治6～45年3陵墓地編入ノ部3(宮内公文書館所蔵、識別番号:10498-3)。

(9) 「(明治39年) 第六号 宇治御陵墓ノ番号順序改定ノ件」諸陵寮出張所『例規録』明治39～44年(宮内公文書館所蔵、識別番号:2599)。

(10) 陵名の記載が見られるのは、以下の5方の5陵である。

醍醐天皇皇后穩子「宇治陵」

村上天皇皇后安子「中宇治陵」

冷泉天皇女御贈皇太后懐子「今宇治陵」

後三条天皇即位前妃贈皇太后茂子「後宇治陵」

堀河天皇女御贈皇太后苺子「後宇治陵」

註(5)に同じ。

(11) 「(明治27年) 第一号 宣化天皇皇后橘皇女、孝徳天皇皇后間人皇女、宇多院天皇女御皇太夫人藤原温子、醍醐天皇皇后藤原穩子、村上天皇皇后藤原安子、冷泉院天皇女御贈皇太后藤原懐子、同藤原超子、円融院天皇皇后藤原遵子、同藤原?子、同女御東三条院藤原詮子、一条院天皇中宮上東門院藤原彰子、三条院天皇皇后藤原?子、同中宮藤原研子、後一条院天皇皇后藤原成子、後朱雀院天皇妃贈皇太后藤原禮子、後冷泉院天皇皇后藤原歆子、同中宮藤原寛子、後三条天皇妃贈皇太后藤原茂子、堀河院天皇女御皇太后藤原苺子、冷泉院天皇中宮昌子内親王、後朱雀院天皇皇后陽明門院、白河院天皇皇后贈太皇太后藤原賢子、堀河院天皇准母都芳門院、鳥羽院天皇准母太皇太后令子内親王、同天皇中宮待賢門院、同皇后美福門院、崇徳院天皇中宮嘉門院、後白河院天皇准母上西門院、高倉院天皇中宮建礼門院、後嵯峨院天皇中宮大宮院、龜山院天皇皇后京極院、後宇多院天皇皇后遊義門院、後柏原院天皇御母贈皇太后源朝子、御陵号決定並石標記載方ノ件」諸陵寮出張所『陵墓録』明治19～30年(宮内公文書館所蔵、識別番号:2492)。